

平成30年7月から 「視覚障害」に関する 身体障害者手帳の認定基準が変わります

ご注意ください

視覚障害の認定基準に関して、日本眼科医会、日本眼科学会等より、見直すべき点があるとの指摘がありました。

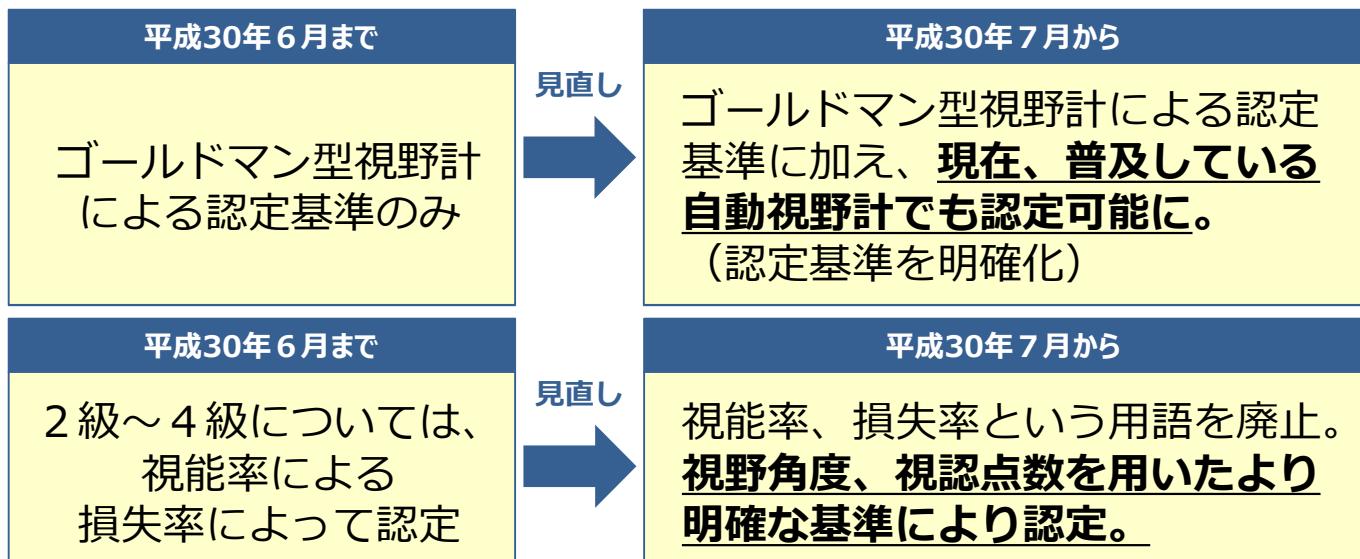
その指摘を受けて医学的見地から検討を行い、平成30年7月から身体障害者手帳の認定基準を、下記の通り見直すこととなりましたので、ご留意ください。

「視力障害」の認定基準について



※ 日常生活は両眼開放で行っている等の理由によって、上記のように判定方法を変更しました。

「視野障害」の認定基準について



平成30年7月1日以降に作成された診断書・意見書を添付した申請から新たなる認定基準の対象になります。

裏面に認定基準の一覧を掲載していますので、ご参照ください。

視覚障害の具体的な認定基準

見直し

上段	視力の和
下段	等級

【現行】											
0.1									0.2	5	
0.09								0.18	5	0.19	5
0.08							0.16	5	0.17	0.18	5
0.07						0.14	5	0.15	5	0.16	5
0.06					0.12	4	0.13	5	0.14	0.15	0.16
0.05				0.1	4	0.11	4	0.12	5	0.13	0.15
0.04			0.08	3	0.09	4	0.1	4	0.11	0.12	0.14
0.03		0.06	3	0.07	3	0.08	4	0.09	4	0.11	0.13
0.02	0.04	2	0.05	3	0.06	3	0.07	3	0.09	4	0.11
0.01	0.02	2	0.03	2	0.04	3	0.05	3	0.07	4	0.11
0	0 1	0.01 1	0.02 2	0.03 2	0.04 2	0.05 3	0.06 3	0.07 3	0.08 4	0.09 4	0.1 4
	0	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1

【平成30年7月～】

良い方の眼の視力											
0.1								0.2	4		
0.09								0.18	4	0.19	4
0.08							0.16	4	0.17	0.18	4
0.07						0.14	3	0.15	4	0.16	4
0.06				0.12	3	0.13	4	0.14	4	0.15	4
0.05			0.1	4	0.11	4	0.12	5	0.13	0.14	5
0.04		0.08	3	0.09	4	0.1	4	0.11	0.12	0.13	0.14
0.03	0.06	3	0.07	3	0.08	4	0.09	4	0.10	0.11	0.12
0.02	0.04	2	0.05	3	0.06	3	0.07	3	0.08	4	0.09
0.01	0.02	2	0.03	2	0.04	3	0.05	3	0.06	4	0.07
0	0 1	0.01 1	0.02 2	0.03 2	0.04 2	0.05 3	0.06 3	0.07 3	0.08 4	0.09 4	0.1 4
	0	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1

良い方の眼の視力

	ゴールドマン型視野計						自動視野計											
	I / 4 視標			I / 2 視標			両眼開放エスター・マン テスト視認点数			10-2 プログラム 両眼中心視野視認点数								
2級	周辺視野角度 の総和が 左右眼それぞれ 80 度以下						20 点以下											
3級	両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損						40 点以下											
4級																		
5級	両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損						100 点以下											
							40 点以下											

ご不明な点、その他の詳細については、以下の担当窓口までお問い合わせください。

【問い合わせ先】
大分県こころとからだの相談支援センター
電話097-542-1209(身体)